



熊本県公報

号外 第 16 号

平成 28 年 3 月 10 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県知事選挙における選挙期日の決定…………… (選挙管理委員会) 1
- 熊本県知事選挙における投票用紙の様式等の決定…………… (") 1
- 熊本県知事選挙における選挙長の事務を行う場所の決定… (") 2
- 熊本県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任
…………… (") 3
- 熊本県知事選挙におけるポスター掲示場に掲示するポスターの掲
示開始日の決定…………… (") 3
- 熊本県知事選挙における政見放送の放送日時を決定する場合のく
じを行う場所及び日時の決定…………… (") 3
- 熊本県知事選挙における市区町村の選挙管理委員会の管理する期
日前投票所及び不在者投票記載場所における氏名等の掲示順序を
決定する場合のくじを行う場所及び日時の決定…………… (") 3
- 熊本県知事選挙における選挙公報の掲載順序を決定する場合のく
じを行う場所及び日時の決定…………… (") 3
- 熊本県知事選挙における選挙運動事務従事者及び労務者に対する
実費弁償及び報酬の最高額の決定…………… (") 3
- 熊本県知事選挙における選挙会の場所及び日時の決定…………… (") 4

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 19 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項の規定により、任期満了によ
る熊本県知事選挙の期日を次のとおり定める。

平成 28 年 3 月 10 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

選挙期日 平成 28 年 3 月 27 日

熊本県選挙管理委員会告示第 20 号

平成 28 年 3 月 27 日執行の熊本県知事選挙の投票用紙の様式を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 46 条の 2 の規定による記号式投票に用いるものについては、知事選挙における記号式投票に関する規程（昭和 39 年熊本県選挙管理委員会告示第 29 号）第 2 条の規定にかかわらず、別記第 1 号様式の、また同法第 47 条、第 48 条の 2 及び第 49 条の規定による投票に用いるものについては、別記第 2 号様式のとおり定める。

平成 28 年 3 月 10 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

別記第 1 号様式

			○を ける 欄	<p>平成 28 年 3 月 10 日 木曜</p> <p>熊 本 県 公 報</p> <p>号外 第 1 6 号 2</p> <p>別記第 1 号様式</p> <p>熊 本 県 知 事 選 挙 投 票</p> <p>熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 之 印</p> <p>注 意</p> <p>一 投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○をつけること。</p> <p>二 ○のほかは、何も書かないこと。</p>
			候補者氏名	

備考

- 候補者の氏名には、ふりがなを付すこととする。
- 同一氏名の候補者が 2 人以上ある場合においては、候補者氏名の欄の下に所属する政党その他の政治団体（党派）名、職業、住所等届出書の記載事項中同一氏名の候補者を区別するに足りる事項を記載した欄を設けるものとする。
- 紙の色は、ピンク色とし、文字の色は、黒色とする。
- 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

別記第 2 号様式

平成 28 年 3 月 10 日 木曜	熊 本 県 公 報	号外 第 1 6 号 2	別記第 2 号様式	熊 本 県 知 事 選 挙 投 票	熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 之 印
候補者氏名			注 意	一 候補者氏名は、欄内に一人書くこと。	二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考

- 規格は、縦 9 センチメートル、横 13 センチメートルとする。
- 紙の色は、うぐいす色とし、文字は、黒色とする。
- 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第 21 号

平成 28 年 3 月 27 日執行の熊本県知事選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 28 年 3 月 10 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会室（熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 3 階）

ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付は、熊本県庁行政棟新館 2 階新館 201 会議室で行う。

熊本県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定に基づき、平成28年3月27日執行の熊本県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。
平成28年3月10日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

区 分	氏 名	住 所
選 挙 長	松永 榮治	熊本市中央区新大江1丁目3番1号
選挙長に事故あるとき又は欠けたとき職務を代理すべき者	角田 岩男	熊本市南区御幸木部2丁目10番5号

熊本県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定に基づき、平成28年3月27日執行の熊本県知事選挙において、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始日を次のとおり定める。
平成28年3月10日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

掲示開始日 平成28年3月10日

熊本県選挙管理委員会告示第24号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定に基づき、平成28年3月27日執行の熊本県知事選挙の政見放送の放送日時を定める場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。
平成28年3月10日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県選挙管理委員会室
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館3階
- 2 日 時 平成28年3月10日 午後6時

熊本県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第6項の規定に基づき、平成28年3月27日執行の熊本県知事選挙において市区町村の選挙管理委員会の管理する期日前投票所及び不在者投票記載場所における氏名等掲示の順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。
平成28年3月10日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県選挙管理委員会室
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館3階
- 2 日 時 平成28年3月10日 午後5時30分

熊本県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定に基づき、平成28年3月27日執行の熊本県知事選挙の選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。
平成28年3月10日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県選挙管理委員会室
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館3階
- 2 日 時 平成28年3月11日 午後5時30分

熊本県選挙管理委員会告示第27号

平成28年3月27日執行の熊本県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給

することができ報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員並びに専らおける選挙運動のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を、次のとおり定める。
平成28年3月10日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永 榮 治

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船賃 水路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ハ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - ホ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - ヘ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000円
 - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ1のイ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき10,000円
 - ロ 専ら同法141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき15,000円
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1人1日につき15,000円

熊本県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき、平成28年3月27日執行の熊本県知事選挙の選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。
平成28年3月10日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永 榮 治

- 1 場 所 熊本県庁行政棟新館2階新館201会議室
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
- 2 日 時 平成28年3月30日 午前10時